

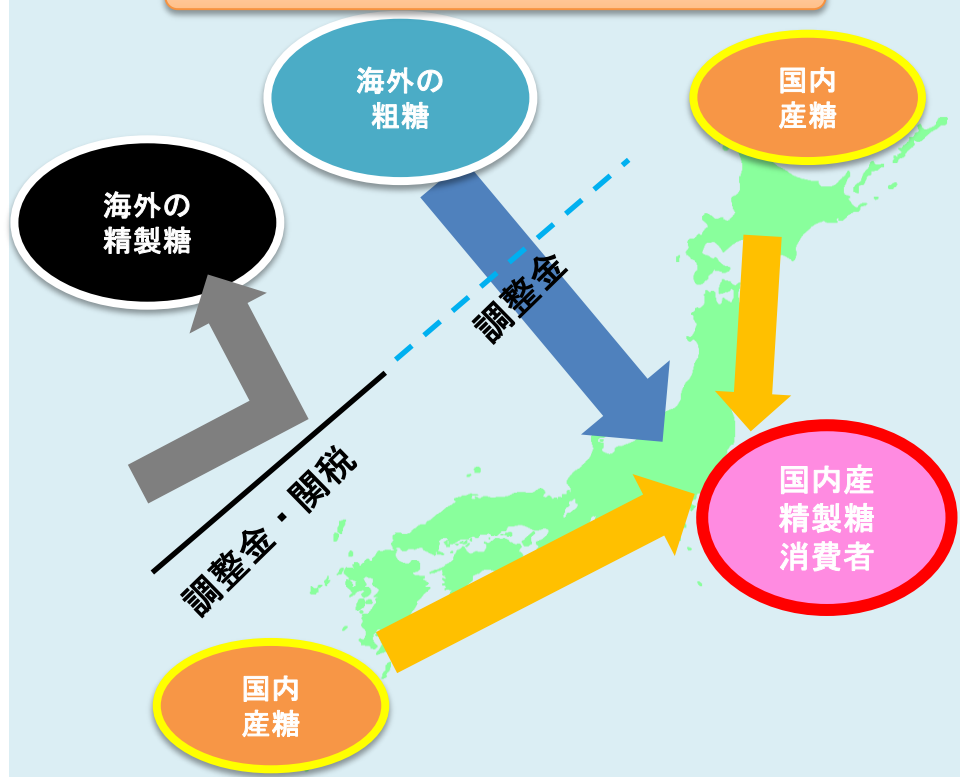
Ⅱ 糖価調整制度の役割と仕組み

1 制度の全体像

【砂糖の場合】

- ◆ 糖価調整制度は、最終製品である精製糖の海外からの流入を高い水準の国境措置を通じて阻止する中で、沖縄・鹿児島・北海道の甘味資源作物や、これを原料とする国内産糖の製造事業、更に国内産糖と輸入粗糖を原料とする精製糖製造事業が成り立つようにすることで、砂糖の安定供給を確保していく仕組み。
- ◆ 具体的には、
 - ① 輸入精製糖には高い水準の関税・調整金を課す。このため、ほとんど輸入されない。
 - ② (独)農畜産業振興機構(A L I C)は、粗糖を輸入する精製糖企業から調整金を徴収。これにより、輸入粗糖の価格が引き上げ。
 - ③ A L I Cは、甘味資源作物生産者・国内産糖製造事業者に対し、交付金を交付。これにより、国内産糖の価格が引き下げ。
 - ④ 価格が引き上げられた輸入粗糖と引き下げられた国内産糖を原料として、精製糖企業は国内で精製糖を製造し、消費者に供給。

輸入精製糖、輸入粗糖、国内産糖の全体像



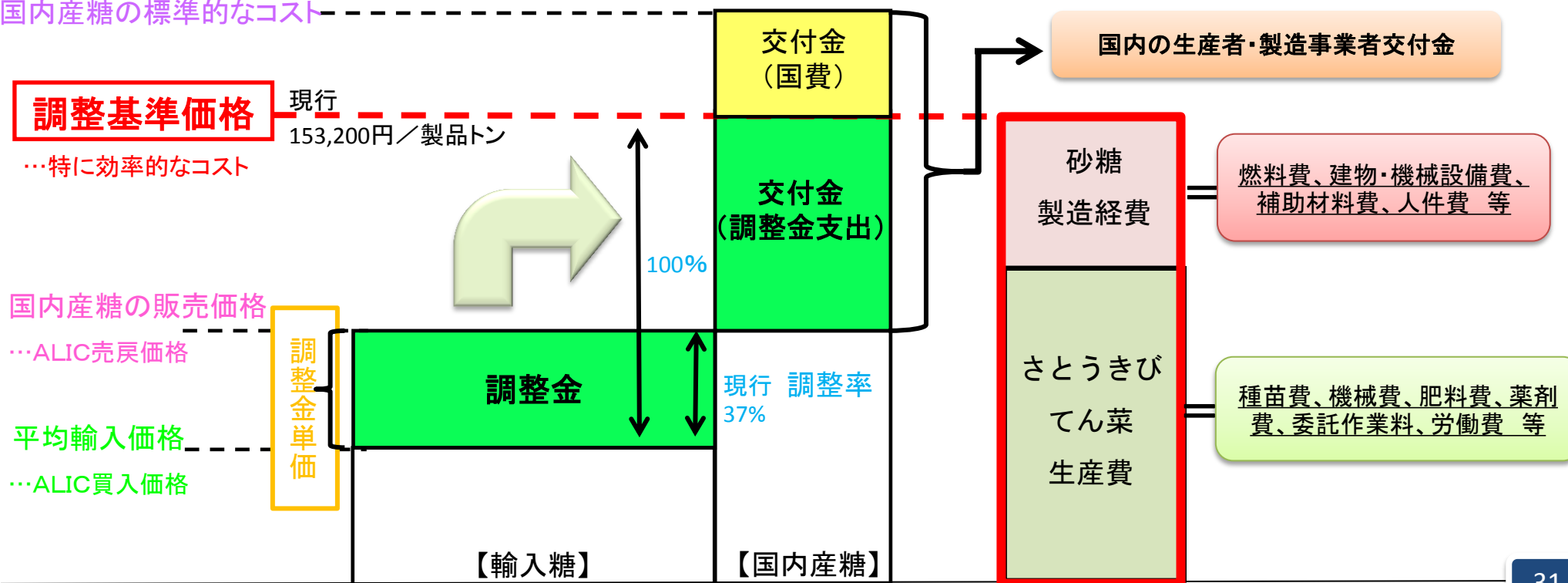
輸入精製糖、輸入粗糖、国内産糖の価格差の概念図



2 調整金の徴収 【砂糖の場合】

- ◆ 輸入糖から徴収される調整金については、**調整基準価格**と**平均輸入価格**の差に**調整率**を乗じて**単価**を決定。
- ◆ **調整基準価格**は、砂糖の内外価格差調整の基準となる指標であり、輸入糖の価格がその価格を下回った場合にはじめて価格調整の仕組みが発動される。その水準は、**特に効率的に製造された場合の国内産糖の製造コスト**、すなわち効率的な原料生産の生産費と効率的な工場での砂糖の製造経費の合計額を基礎として算定。
- ◆ **平均輸入価格**は、4半期ごとに、ニューヨーク取引所の平均価格等を基準として決定。また、**調整率**は、当年の砂糖の推定総供給数量に占める当年の国内産糖の推定供給数量の割合を限度として決定。
- ◆ なお、生産者と国内産糖製造事業者に対しては、**標準的な国内産糖の製造コスト**と**国内産糖の販売価格**の差額が交付金として交付されているが、この場合、
 - ① **特に効率的なコスト（調整基準価格）**と**販売価格**の差額分は調整金で、
 - ② **標準的なコスト**と**特に効率的なコスト**の差額分は国費で賄う仕組み。

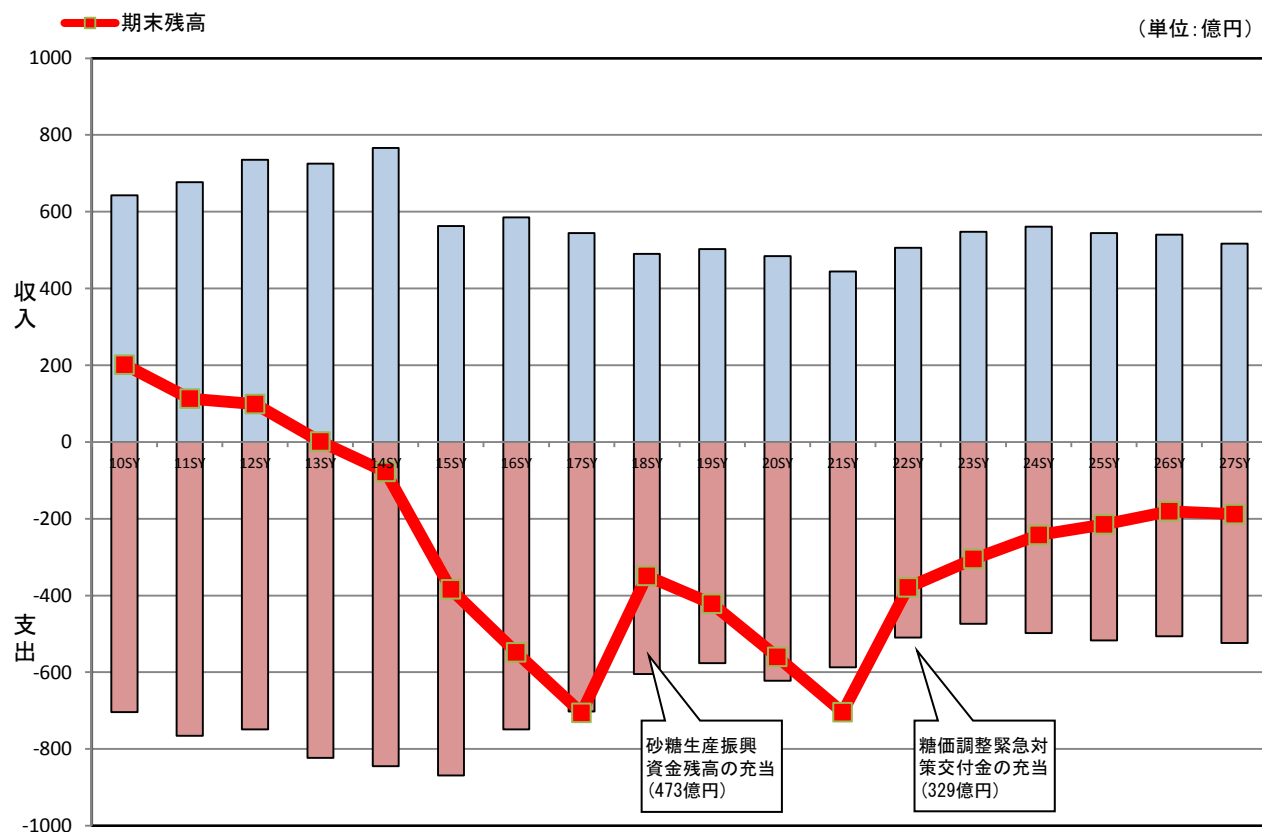
国内産糖の標準的なコスト



3 A L I C 砂糖勘定の状況

- ◆ 砂糖調整金の収支については、平成21砂糖年度末に累積差損が約▲700億円となった。
- ◆ これに対応し、平成22年10月以降、精製糖企業による調整金負担の水準引上げ等の取組とともに、平成23年度予算における緊急対策（糖価調整緊急対策交付金329億円）等を総合的に実施し、制度の安定的な運営に向けて努力中（累積差損は27砂糖年度末で▲188億円）。

○ 砂糖の調整金収支の推移



○ 砂糖調整金の期末残高推移

砂糖年度 (SY)	単年度収支 (単位: 億円)	期末残高 (単位: 億円)
10	▲ 61	201
11	▲ 89	113
12	▲ 14	99
13	▲ 98	1
14	▲ 79	▲ 78
15	▲ 306	▲ 384
16	▲ 164	▲ 548
17	▲ 158	▲ 706
18	▲ 116	▲ 349
19	▲ 73	▲ 422
20	▲ 138	▲ 560
21	▲ 143	▲ 704
22	▲ 4	▲ 379
23	74	▲ 305
24	62	▲ 242
25	27	▲ 215
26	34	▲ 181
27	▲ 7	▲ 188

注) 単年度収支には、砂糖生産振興資金及び糖価調整緊急対策交付金の充当分を含まない。

また、19砂糖年度以降の各年度については、当該年度のてん菜に係る国庫納付の確定額を反映。

4 TPP協定の締結に伴う糖価調整法の改正

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要

- ・ TPP協定の締結に当たっては、協定の国会承認だけでなく、国内実施法の成立が必要である。
- ・ TPP協定の締結に伴い、同協定を的確に実施するため、関連する国内法の規定の整備を総合的・一体的に行うこととする。

1. 法案の概要

1. 原産地手続、セーフガードに関する手続等の規定の整備を行う。(関税暫定措置法及び経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律)
2. 知的財産について、以下の規定の整備を行う。
 - (1) 著作権等の存続期間の延長、著作権等を侵害する罪のうち一定の要件に該当するものについて告訴がなくても公訴を提起できることとする等の規定の整備を行う。(著作権法)
 - (2) 発明の新規性喪失の例外期間の延長、特許権の存続期間の延長制度の規定の整備を行う。(特許法)
 - (3) 商標の不正使用についての損害賠償に関する規定の整備を行う。(商標法)
3. 外国にある事業所において管理医療機器等の基準適合性認証の業務を行う認証機関の登録、監督等の規定の整備を行う。(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)
4. 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と違反の疑いがある者との間の合意により自主的に解決する制度の規定の整備を行う。(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)
5. 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付並びに輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置等の規定の整備を行う。(畜産物の価格安定に関する法律、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法)
6. 国際約束により相互に農林水産物等の名称を保護することとした外国の当該名称を保護できることとする等の規定の整備を行う。(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律)

2. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日(別段の定めがある場合を除く)。

改正の概要

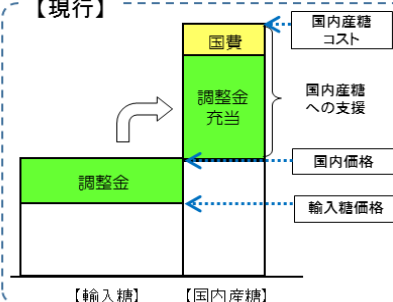
砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の改正

- ・ 砂糖の価格調整に関する制度を拡充。機構が輸入加糖調製品(ココア調製品等)から調整金を徴収し、これを財源として、国内産糖への支援に充当することなどを通じて、国内で生産される砂糖の競争力を強化。

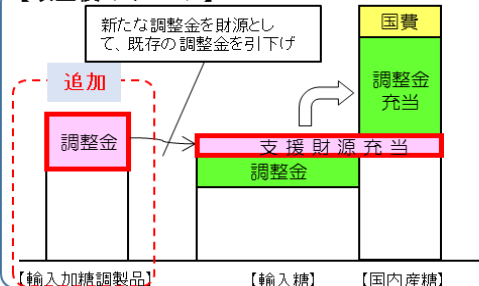
効果

制度の安定運営を通じ、国産甘味資源作物の安定生産を確保する。

【現行】



【改正後のイメージ】



※ 上記に合わせて、独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正し、機構の業務の規定を整備。

◆ TPP協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部として、平成28年12月9日に可決・成立。

◆ TPP協定の発効日にあわせて施行。

Ⅲ 日EU・EPA 大枠合意の概要

1 砂糖の大枠合意内容

- 現行の糖価調整制度(輸入品と国産品の価格調整を通じて国内生産の安定を図るための制度)を維持。
- 新商品開発用の試験輸入に用途限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。
- 砂糖を含む製品に原料として用いられる加糖調製品については、世界からの輸入量が多く、砂糖との競合がより大きい品目については、関税割当枠(EU枠)を設定し、輸入量を管理。
- チョコレート菓子などの製品やココア調製品については、段階的に11年目に関税撤廃。

1. 粗糖・精製糖

【国境措置】

粗糖:0円/kg(関税)+38.2円/kg(調整金)

精製糖:21.5円/kg(関税)+53.5円/kg(調整金)

※調整金は2016年7月～9月の額(四半期毎に変動)

維持

現行輸入量(2012-14年平均)

粗糖・精製糖

1,391千トン

うちEUからの輸入量:1.5千トン(シェア0.1%)

試験輸入に用途限定した関税割当
(無税・無調整金):0.5千トン

2. 加糖調製品等

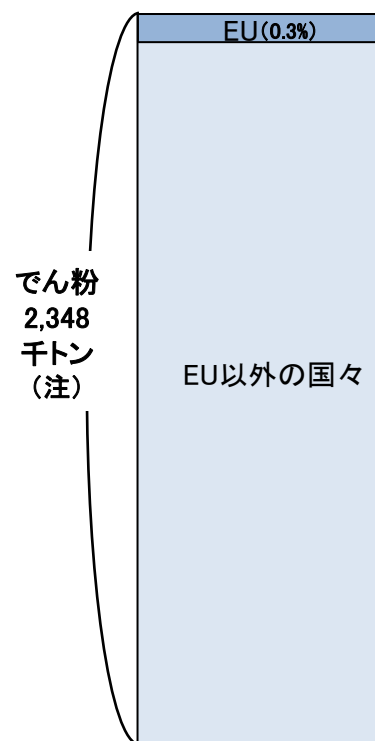
	現行 税率	合意内容	輸入量 (2012-14(貿易統計))	
			世界	EU
粉乳調製品 (含糖率50%以上)、 ソルビトール調 製品、加糖餡等	23.8% ～ 29.8%	【関税割当】 [枠内数量] 0.1千トン→0.13千トン(11年 目) [枠内税率] ・粉乳調製品: 29.8%→17.9%(11年目) ・ソルビトール調製品: 29.8%→17.9%(11年目) ・加糖餡:無税(即時) ※枠内税率は一例	362.8 千トン	0.2 千トン
粉乳調製品 (含糖率50%未満)	28%	【関税割当】 [枠内数量] 3.5千トン→7.0千トン(11年目) [枠内税率] 28%→14%(即時)	23.6 千トン	4.5 千トン
チョコレート菓子	10%	段階的に11年目に撤廃	28.8 千トン	10.4 千トン
ココア調製品	28% ～ 29.8%	段階的に11年目に撤廃	80.0 千トン	5.8 千トン

2 でん粉の大枠合意内容

- 現行の糖価調整制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- 全てのでん粉種を対象に、近年の輸入実績相当の関税割当枠(EU枠)(6,400トン→7,150トン(6年目))を設定
(枠内税率0～25%)
- 糖化・化工でん粉用以外のばれいしょでん粉は、
 - ① 価格競争力のある加工食品用等は無税(即時)
 - ② 片栗粉用等については、国産ばれいしょでん粉の購入を条件として輸入する場合に無税(即時)

【現行輸入量(2014-2016平均)】

＜現在のEUからのでん粉の輸入状況＞



WTO枠					枠外	合計
種類	ばれいしょでん粉		その他のでん粉種			
区分	糖化・化工 でん粉用	糖化・化工 でん粉用以外	糖化・化工 でん粉用	糖化・化工 でん粉用以外		
税率	無税 ＋調整金	25%	無税 ＋調整金	16%, 25%	119円 /kg	
輸入量 (2014-2016平均)	6,247トン	54トン (沖縄特別枠)	130トン	651トン	292トン	7,374トン

＜EUと合意した関税割当枠＞

出典：貿易統計

EU枠					
種類	ばれいしょでん粉			その他のでん粉種	
区分	糖化・化工 でん粉用	糖化・化工でん粉用以外		糖化・化工 でん粉用	糖化・化工 でん粉用以外
		加工食品用 等	片栗粉用等		
税率	無税 +調整金	無税	国産ばれいしょ でん粉の購入を 条件(国産1:輸 入3)として無税	無税 +調整金	0～25%
枠数量	6,400トン → 7,150トン (6年目)				

注：コーンスターチ用とうもろこしを
でん粉換算したものを含む。
出典：農林水産省地域作物課調べ、貿易統計